ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書

二　地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第三条の二の二第九項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）」を「同条第七項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同条第十項及び第十二項中「五分の三」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）」を、「百分の三」の下に「（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加え、同条第十三項中「地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された同法第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書

二　地方税法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第三条の二の二第十五項中「第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）」を「同条第十三項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に、「租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項」を「同条第一項」に改める。

第三十八条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第三項中「から第七十一条の四十七まで」を「、第七十一条の六、第七十一条の八から第七十一条の二十一まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十二まで、第七十一条の四十七」に改め、同条第五項第二号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第八項第二号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第十一項第二号中「第二百九十二条第一項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第十四項第二号中「第二百九十二条第一項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　附則第三十七条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項及び第六項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新租税条約等実施特例法第三条の二の二第七項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項及び第十二項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十三項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第四十条　附則第三十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　附則第三十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四十一条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項第四号中「（地方税法」を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の二十八第一項」に改める。

第二百九十五条第一項第四号中「（地方税法において準用する場合を含む。）」を「若しくは地方税法第二十二条の二十八第一項」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百二十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二百九十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告とみなす。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第四十三条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「九年」を「十年」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第四十四条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第四号中「（地方税法」を「若しくは地方税法」に、「において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の二十八第一項」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　前条の規定による改正後の会社更生法第二百四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告とみなす。